

# 基本制度

**意向確認**  
【ご加入前のご確認】

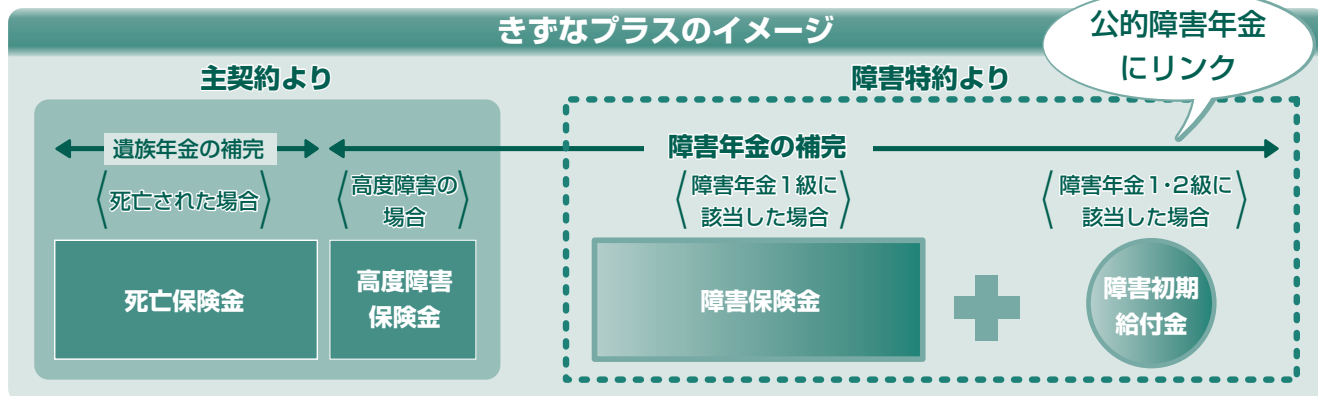
きずなプラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

グループ保険きずなとあわせて加入することで保障範囲が拡大します！

## きずなプラス

配当金対象

- 死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級）の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 障害状態（障害年金1・2級）の場合、障害初期給付金をお支払いします。



※障害年金1級・2級と高度障害では支払事由が一致しない部分があります。

### きずなプラス【生命保険】

年金払特約付障害特約付新・団体定期保険

契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

## 保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

加入対象区分	コース	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき【死亡保険金】【高度障害保険金】【障害保険金】(年金原資)	障害状態(障害年金1級、2級)のとき【障害初期給付金】	年金原資(死亡・高度障害・障害保険金)を年金受取る場合	
				年金受取平均月額	受取期間
本人	30	3,000万円	300万円	約 9.5万円	30年
	25	2,500万円	250万円	約 9.2万円	25年
	20	2,000万円	200万円	約 9.0万円	20年
	15	1,500万円	150万円	約 8.8万円	15年
	10	1,000万円	100万円	約 8.6万円	10年
	5	500万円	50万円	約 8.4万円	5年
	3	300万円	30万円	約 5.0万円	5年
	1	100万円	10万円	約 2.7万円	3年

加入対象区分	コース	死亡・高度障害のとき【死亡保険金】【高度障害保険金】(年金原資)	年金原資(死亡・高度障害保険金)を年金受取る場合	
			年金受取平均月額	受取期間
配偶者	2,000万円	2,000万円	約 9.0万円	20年
	1,500万円	1,500万円	約 8.8万円	15年
	1,000万円	1,000万円	約 8.6万円	10年
	500万円	500万円	約 8.4万円	5年
	300万円	300万円	約 5.0万円	5年
	100万円	100万円	約 2.7万円	3年

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。  
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

# 月額掛金

(単位：円)

加入対象区分	コース	性別	15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～64歳	65歳	66～70歳
			(S.63.4.2～ H.21.4.1)	(S.58.4.2～ S.63.4.1)	(S.53.4.2～ S.58.4.1)	(S.48.4.2～ S.53.4.1)	(S.43.4.2～ S.48.4.1)	(S.38.4.2～ S.43.4.1)	(S.34.4.2～ S.38.4.1)	(S.33.4.2～ S.34.4.1)	(S.28.4.2～ S.33.4.1)
本人	30	男性	2,820	3,630	4,770	6,780	10,230	15,450	—	—	—
		女性	2,070	3,240	3,750	5,220	7,260	9,600	—	—	—
	25	男性	2,350	3,025	3,975	5,650	8,525	12,875	—	—	—
		女性	1,725	2,700	3,125	4,350	6,050	8,000	—	—	—
	20	男性	1,880	2,420	3,180	4,520	6,820	10,300	—	—	—
		女性	1,380	2,160	2,500	3,480	4,840	6,400	—	—	—
	15	男性	1,410	1,815	2,385	3,390	5,115	7,725	—	—	—
		女性	1,035	1,620	1,875	2,610	3,630	4,800	—	—	—
	10	男性	940	1,210	1,590	2,260	3,410	5,150	7,810	7,200	—
		女性	690	1,080	1,250	1,740	2,420	3,200	4,260	3,840	—
	5	男性	470	605	795	1,130	1,705	2,575	3,905	3,600	5,330
		女性	345	540	625	870	1,210	1,600	2,130	1,920	2,585
	3	男性	282	363	477	678	1,023	1,545	2,343	2,160	3,198
		女性	207	324	375	522	726	960	1,278	1,152	1,551
	1	男性	94	121	159	226	341	515	781	720	1,066
		女性	69	108	125	174	242	320	426	384	517

加入対象区分	コース	性別	16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
			(S.63.4.2～ H.20.4.1)	(S.58.4.2～ S.63.4.1)	(S.53.4.2～ S.58.4.1)	(S.48.4.2～ S.53.4.1)	(S.43.4.2～ S.48.4.1)	(S.38.4.2～ S.43.4.1)	(S.33.4.2～ S.38.4.1)	(S.28.4.2～ S.33.4.1)
配偶者	2,000 万円	男性	1,660	2,080	2,780	4,020	6,100	9,240	—	—
		女性	1,120	1,800	2,140	3,080	4,300	5,680	—	—
	1,500 万円	男性	1,245	1,560	2,085	3,015	4,575	6,930	—	—
		女性	840	1,350	1,605	2,310	3,225	4,260	—	—
	1,000 万円	男性	830	1,040	1,390	2,010	3,050	4,620	7,200	—
		女性	560	900	1,070	1,540	2,150	2,840	3,840	—
	500 万円	男性	415	520	695	1,005	1,525	2,310	3,600	5,330
		女性	280	450	535	770	1,075	1,420	1,920	2,585
	300 万円	男性	249	312	417	603	915	1,386	2,160	3,198
		女性	168	270	321	462	645	852	1,152	1,551
	100 万円	男性	83	104	139	201	305	462	720	1,066
		女性	56	90	107	154	215	284	384	517

## ■ 保険年齢71歳以上の保障内容・保険料

(単位：円)

加入対象区分	コース	性別	71歳 (S.27.4.2~ S.28.4.1)	72歳 (S.26.4.2~ S.27.4.1)	73歳 (S.25.4.2~ S.26.4.1)	74歳 (S.24.4.2~ S.25.4.1)	75歳 (S.23.4.2~ S.24.4.1)	76歳 (S.22.4.2~ S.23.4.1)	77歳 (S.21.4.2~ S.22.4.1)	78歳 (S.20.4.2~ S.21.4.1)	79歳 (S.19.4.2~ S.20.4.1)	80歳 (S.18.4.2~ S.19.4.1)
本人	1	男性	1,395	1,544	1,715	1,914	2,149	2,426	2,754	3,140	3,585	4,089
		女性	684	762	854	954	1,064	1,188	1,332	1,506	1,716	1,969
配偶者	100万円	男性	1,395	1,544	1,715	1,914	2,149	2,426	2,754	3,140	3,585	4,089
		女性	684	762	854	954	1,064	1,188	1,332	1,506	1,716	1,969

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳=令和5年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

・61歳以上の方は死亡・高度障害保険金が1,000万円以下での加入となります。66歳以上の方は500万円以下での加入となります。また、71歳以上の方は100万円までの加入となります。  
・本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額させていただきます。

新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください

# 基本制度

## きずなプラスについて

### ■制度の特長①

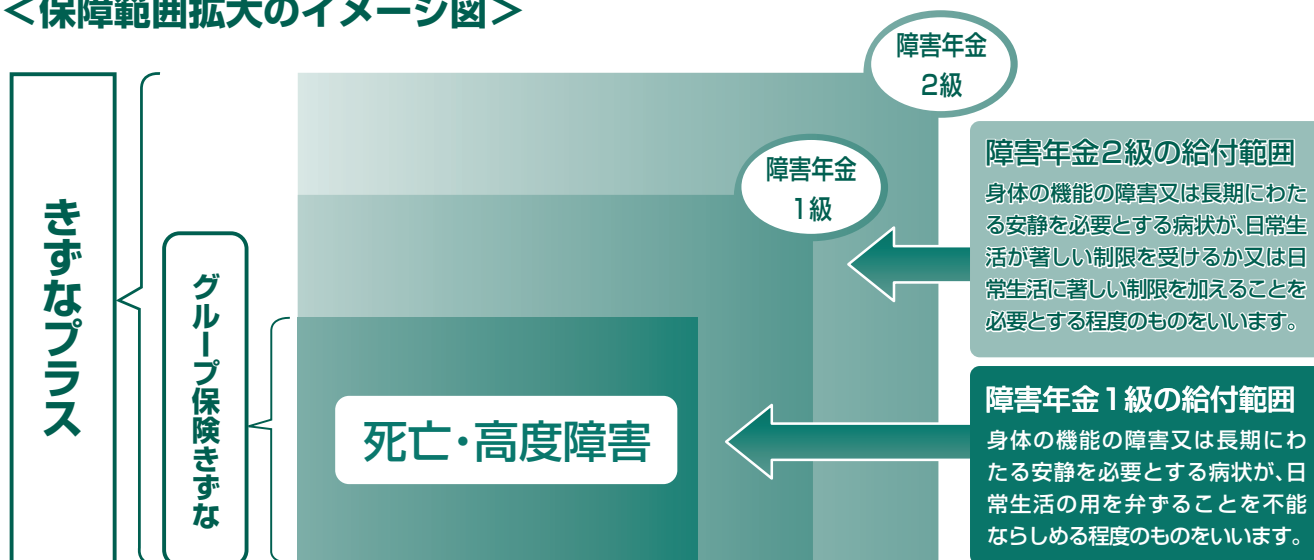
#### 保障の拡大

グループ保険きずなとあわせて加入することで保障範囲が拡大します！

- 障害年金1級に該当されたとき、死亡・高度障害保険金と同額の障害保険金をお支払いします。
- 障害年金1級・2級に該当されたとき、死亡・高度障害保険金の1割相当の障害初期給付金をお支払いします。障害初期給付金のお支払いは1回限りです。

- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。

#### <保障範囲拡大のイメージ図>



出典：厚生労働省「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」（令和4年1月改正）

#### ●障害厚生年金の傷病別受給者割合

障害年金  
1級

- 1位：脳血管疾患 …… 32.0%
- 2位：視器の疾患・外傷 …… 16.6%
- 3位：脊柱の外傷 …… 11.1%

障害年金  
2級

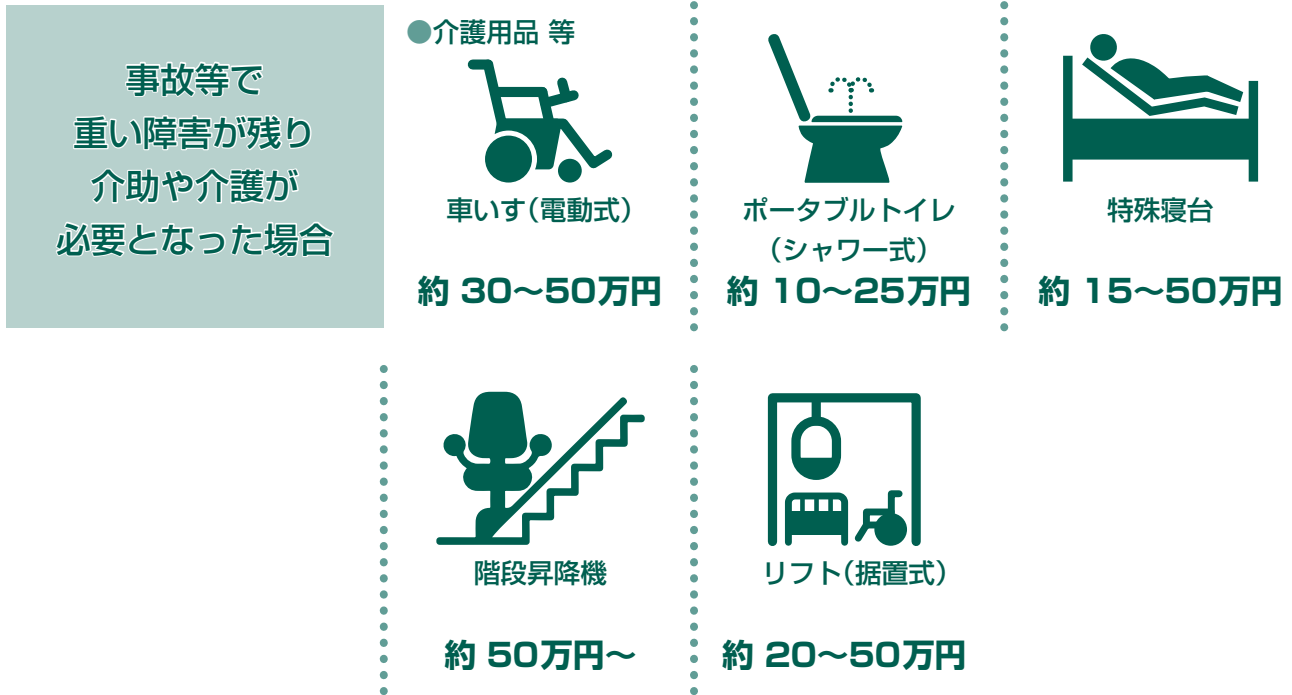
- 1位：精神障害 …… 49.8%
- 2位：脳血管疾患 …… 11.4%
- 3位：腎疾患 …… 11.1%

出典：厚生労働省「令和元年度 年金制度基礎調査（厚生年金保険障害厚生年金受給者実態調査）」

## ●必要となる初期費用例

※公的介護保険等の対象となる場合がございます。

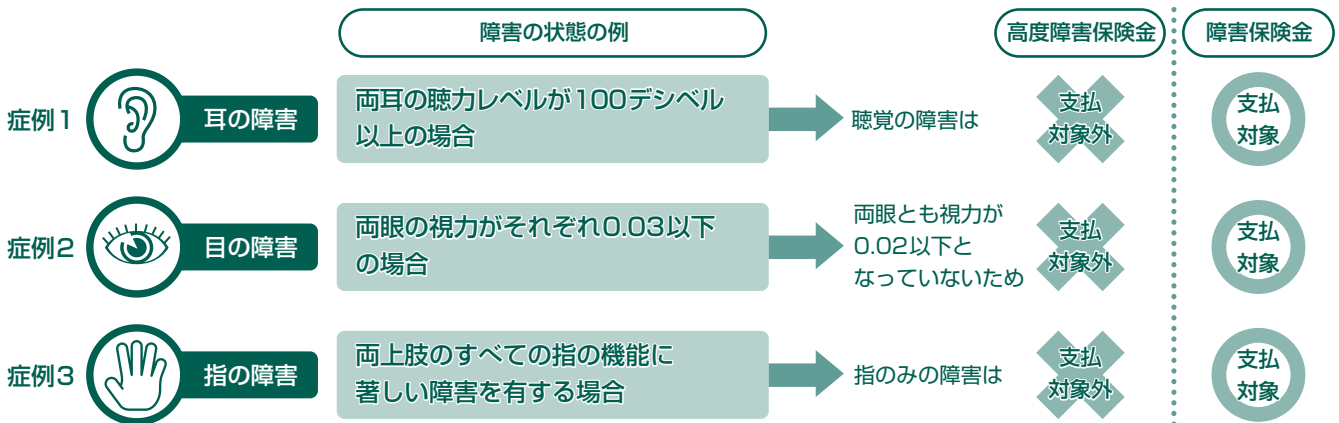
必要となる住宅リフォーム費や介護用品購入費などの一時的な出費に対応できます  
(障害初期給付金のお支払いは更新前の保険期間を含めて1回が限度)



出典：生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂)の例示、目安額より

## ●障害年金1級に該当した場合の保障

高度障害保険金の支払事由に該当しない場合でも、**障害年金1級**に該当したときには、**死亡・高度障害保険金と同額の障害保険金**をお支払いします



## <公的障害年金受給件数の実態>

ケガや病気で重い障害が残った場合、日常生活や仕事が困難になることが予想されます。

受給権者数	平成22年度 令和2年度 約54万人→約 <b>66</b> 万人 (障害厚生年金1～3級受給権者数)	障害厚生年金の受給権者は近年、 増加傾向にあります <small>出典：厚生労働省「令和2年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」</small>
年金月額	約 <b>15</b> 万円 (障害厚生年金1級の平均月額)	重い障害が残った場合、 生活費が不足する可能性があります <small>出典：厚生労働省「令和2年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」</small>
就業率	約 <b>20</b> % (障害厚生年金1級の就業率(65歳未満))	重い障害が残った場合、 働けなくなるケースは少なくありません <small>出典：厚生労働省「令和元年度 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」</small>
介助率	約 <b>89</b> % (障害厚生年金1級の介助率)	多くの場合、移動・食事・入浴などに介助が 必要とされています <small>出典：厚生労働省「令和元年度 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」</small>

## ■制度の特長②

### ライフスタイルに合わせた受取方法が可能！

●給付期間を延長するなど、生活サイクルに合わせた受取方法をご選択いただけます。

#### ①期間延長型

グループ保険きずなの受取開始を繰り延べし、その間きずなプラスを受け取ることで、総受取期間を延長します。

繰延(最大5年間)



#### ②前厚型

年金受取開始後一定期間、受取額を増やします。



#### ③生活復興型

グループ保険きずなを生活維持資金とし、万一(死亡・高度障害時)に一時的に必要な資金として受け取ります。

